

80-6
no. 6

4

年少勞働海外資料第二十八号
昭和二十八年二月

婦人少年室長殿

兒童勞働と義務教育

勞働省婦人少年局

既刊 海外年少労働資料

- 金属加工機械の操作に対する米国の勧告基準，昭和（以下略） 24, 3
- 造船業に対する米国の勧告基準， 24, 3
- 鋳造業に対する米国の勧告基準， 24, 3
- 繊維業に対する米国の勧告基準， 24, 6
- 二硫化炭素工業に対する米国の勧告基準， 24, 6
- 鉛工業に対する米国の勧告基準， 24, 6
- 鉄道業に対する米国の勧告基準， 24, 6
- パルプ及び製紙業に対する米国の勧告基準， 24, 10
- 輸製品製造業米国の勧告基準， 24, 10
- 煉瓦及びタイル製造業米国の勧告基準， 24, 10
- 燐灰の採掘に対する米国の勧告基準， 25, 2
- 年少労働者を安全に使用するための米国の勧告基準， 25, 10
- どんな業種が年少労働者に通じているか？米国の勧告基準， 25, 4
- アメリカにおける年少者の労働と教育， 24, 10
- アメリカにおける児童労働の種類， 24, 10
- 米国の年少者の失業状況， 25, 4
- 米州（ウイスコンシン州）の児童街頭労働法， 25, 17
- 米州各州の児童街頭労働法， 25, 8
- 各州（米州を除く）の児童街頭労働法， 25, 8
- 米合衆国公正労働基準法「世界の労働法によつて」年少労働者の監視を禁止された業種， 25, 8
- 英国年少労働者の訓練計画， 25, 9
- 年少労働者の雇用機会拡大（英国）， 25,
- 朝鮮における児童労働法， 25, 17
- 米州（ユタ州）の児童労働法， 25, 8
- 炭坑の坑内労働に従事する年少労働者の保護， 27, 6
- 過去半世紀における児童および年少者の雇用， 27, 17
- ニューヨーク州における働く年少者の健康保護， 27, 11

目次

緒論	三頁
新案上の最晩年令	五頁
義務教育	七頁
最晩年令法および義務教育法における例外	七頁
施行の隘路	一一頁
施行の隘路を打破する努力——行政機構——	一一頁
学校施設の発達	一三頁
世の社会的手段による間接的効果	一四頁

(これはI・L・O事務局が発行する国際労働評論(*International Labour Reviews*)の一九五一年十一月—十二月号に掲載された「*Child labour in Relation to Compulsory Education*」の複製である。)

児童労働と義務教育

国際教育科学文化機関（ユネスコ）の要請により、1951年7月12日から20日までジュネーブで開催された第十四回普通教育に関する国際会議に、ユネスコにより提出された筈である。義務教育とこの延長の問題はこの議題に相ざれている。義務教育と職業許可命令との密接な関係、即ち15歳の第一義務期は問題を念頭に置いてこの報告書を作成するよう要請され、現在ユネスコがこれを出版する準備を進めている。

以下の報告はその報告書中の資料に基づいて行われる。従つた程度から述べ、義務教育の命令の問題よりはおしう職業許可と職業命令の問題に重点を置いていく。

第十四回普通教育に関する国際会議で採択された報告には児童労働と義務教育との相互関係に関する三篇の報告の要約が示明され、このことを参考にしていく。

結 論

児童および年少者の保護は15歳の最低年齢の多岐に上位を占めてきたのである。この点に關する15歳の第一義務期の一つは幼年労働を絶滅することであつた。何故ならば児童労働の対策なくして完全な労働立法はあり得ない。児童労働保護の問題について15歳が行つてきた結果については既に周知のとおりである。即ち、15歳の初期の社会で採択された四条約は工業、海運、農業およびその他すべての業種（非工業的業種）において使用し得る命令を14歳に定めていく。以後の条約においては農業以外のすべての分野にわたり使用を許可される命令を15歳にしている。

その命令以下では児童が職業できない最低命令を設ける規定の目的は時期尚早の全日労働が年少

者の未発達な肉體及び精神に及ぼす悪影響の防止にあるのは明らかである。しかし、児童が就業を許可されぬ年令において確實に正統の教育を受けさせる規定の裏付けがなければ児童の保護を實施するにしても不完全なものである。戦時時代に教育を受けずに成長した男や女は、國民の市民御および文化的生活において満足の中く生活をし、他分毫の生活を享有するために根本的に重要な知育および道德的でないを得ることは不可能に近い。

教育の機会と雇用の機会との密接な関係の主眼性を認識し、以上の憲章は「教育および職業納納金の増等を確保すること」、資本機肉の目的の一つにしている。少くとも修業時間における児童を雇用から保護することにより、義務教育法は義務年令法規の施行を援助し、或つ義務年令法規のないところにおいては之に代るものとして或る程度補償している。例之は、農業に雇用し得る児童の年令に同する一九二一年の國際労働規約は、亦一に義務教育法によつてゐるのである。というのは義務教育法及び「就業時間外に非ざれば」十四才未満の児童の雇用を禁止してゐることによる。

また、教育を強制される年令は特に重要である。教育を強制される年令が就業を許可される法定年令より低いと、児童は就業を許可される年令に達するものは前記の義務からしめ出され、或る年の義務にさらされるか、不当に利用されることにならう。以上の義務教育修了年令と使用を許可される義務年令とを同一基準に定めるべきであると、多くの機会と勧告してきた。普通教育に關する國際會議もまた一九二四年に採択した勧告及び一九五一年の勧告においてこの原則に賛成をいっている。第十四回普通教育に關する國際會議において一九五一年採択された義務教育およびその延長に關する勧告において、法定の就業許可年令及び義務教育修了年令とは一致すべきものがあり、國民教育機關と労働機關とは重大の協力を施すべきでないことを強調している。

以下は諸國の就業許可年令と就業を強制される年令との関係を明らかにしようとするものである。これのために上記の二つの年令を比較するばかりではなく、實際の施行の肉體と同様義務年令規定及び義務教

實規定の許可する例外についてはも考慮する必要がある。

農業上の最優年令

最優年令法の国々の比較は経済的、社会的条件が大體同じであり、勞働基準の特長を比較し易い地理學的・人種學的に同じ地域にある國又は外に分類すると容易である。北米（合衆國、カナダ）オーストラリア・ニュージーランド及び南アフリカ連邦においては、工業的業務に使用し得る最優年令は十四才と十六才であるが、一般的に更に高度な基準へ十六才へ何つていく傾向がある。オーストラリアの多數の州、合衆國の二十州及び同コロンビア特別区では十四才が最優年令である。オーストラリアの二州へ少数に付して、カナダの四州、ニュージーランド及び合衆國の二州は十五才である。スウェーデン（註）オーストラリアの州及び、カナダの五州および合衆國へ二十三州および連邦立法においては工業に使用し得る年令を十六才に規定している。

ヨーロッパ諸國の工業に使用し得る最優年令は、大體十四才であるが、十五才という一歩進んだ基準に接近せようとするのが著しい傾向である。十四才以下又は十五才以上というのは極めて少ない。この最優年令を十一才國へオーストラリア・ベルギー・ブルガリア・デンマーク・フィンランド・フランス・ギリシャ・ハンガリー・アイルランド・イタリアおよびルクセンブルグ）では十四才で、チェコスロバキヤ・アイスランド・オランダ・ノールウェイ・ポーランド・スウェーデン・スイスおよび英國のハヤ國では十五才である。ポルトガルではなお十二才である。デルバニアだけは十六才未満の児童の使用を法律において禁止している。英國の教育法には、出来るだけ早く就業を許可する年令を十五才から十六才に引きあげなければならぬ、という規定がある。

ラテンアメリカ諸國の年令制限は十二才又は十四才で一足ししていないが、此処でも十四才が大多數である。之等のうち十四才國が十四才を最優年令としている。アルゼンチン・ボリビア・ブラジル・チリ・コ

ロンビヤ・キユーバ・ドミニカ共和国・エクアドル・ガチマラ・パナマ・ペルー・サルバドル・ウルグアイ
及びグエネズエラが二枚ある。だがコスタリカ・ハイチおよびメキシコの三ヶ国では最低年令は十二歳
である。

機軸精製の工業に使用し得る賈德軍令は十二オ乃至十間オであるが、一噸には十四オが多數を占めてゐる。パキスタンの法定賈德軍令は十二オ、ビルマのは十三オである。セイロン、中國、印度及びフィリッピンでは十四オ、アフガニスタンは十五オと定めてゐる。

直來及び中東の戰修軍令は十四才が大部分である。十二才に定めてゐるのはエジプト・イラン・イラク
およびトルコの四ヶ國で、レバノンでは十三才、イスラエルでは十四才である。このうち國によつては工
業的業務の特別の力に對しては十二才未満の最修軍令を許容してゐる（例えは、レバノンでは機
械に關する業務又は不健康な業務以外のすべての工業的業務においてハオとし、エジプトでは規則によ
り定められた特定の機械工場及び手工業中十六才未満に限り九才としてゐる。）。

以上のような現状とI.L.O.が設定された一九一九年の基準とを比較すると、戦前の二十年前に著しく進歩したことがわかる。

一九一九年以後のヨーロッパの工業に使用し得る炭酸年令をみると、イタリーおよびルクセンブルグは十二才を十四才に、フランスでは十三才を十四才に、オランダでは十三才を十五才に引きあげている。一九一九年のヨーロッパは一国として炭酸年令を十五才にしているところが多かつたが、一九五一年には八ヶ国はこの年令を十五才へが記録されている。印度では法規により工業に使用し得る炭酸年令を一九一九年の九才から、一九二二年には十二才に、一九四八年は十四才に引き上げている。カナダの或る州は十四才から十六才に炭酸年令を定めている。合衆国の四十八州中必ずかの七州のみが一九一九年に十四才以上の炭酸年令を持つていたに過ぎず、又連邦立法もこの裏につけては何ら言及していなかつたが、一九五一年に四十二州が炭酸年令を十六才としており、一九五八年の制定にかゝる連邦立法においてこれと

同じ年限を規定している。

しかし、このような急激な進展にも拘らず児童労働の分野においてはまた多くの問題がある。高度な技術があつてさえも、その施行については絶えず注意を向けねばならない。農業行働又は軍事労働のような諸業種に対しては最低年令も規定されず又規定も不備な場合が大半である。本國国では現在も児童労働が全然規制されず、非常に小さな児童が諸種の工場に働いてゐた産業革命の時代にヨーロッパを風靡した状態を約略させるものが多い。

義務教育

義務教育修了年令は時には就業上の最低年令の引あけに先行し、時には進んで定められてきたのである。多くの場合この二つの年令を一致させる特殊の意図があつたのである。

現在オーストラリア・カナダの大部分の州・ニューランド・アフリカ連邦及び合衆國においては、セヨーロツバ及びラテンアメリカと同様義務教育は工業就業終止に使用し得る最低年令に達するまで強制される。次の地域の義務教育修了年令は就業を許可される年令よりも低い。即ちカナダの二州（マニトバとサスカチワン）、アルバニア・ギリシヤ・スウェーデン・スイスのある州・アルゼンチンの数州・コロンビア・サルバドル・ウルガイ及びベネズエラがこれである。イラン（農村地域）及びレバノンのように近・中東においては就業許可年令の方が義務教育修了年令より高い。アフガニスタン及びセイロン以外の種々では義務教育はまだ行われていない。ビルマ・中国・印度・パキスタン及びフィリピンには義務教育に關する立法は存在しないが、特に印度にみられるように地域を順つて義務教育を実施すべく一歩が踏み出されてゐる。

最低年令法及び義務教育法における例外

理想の児童立法の荒地からみると、児童立法の目的は、すべて児童の模倣及び教育を促進させるために、平等の機会を得られるよう法定の年令基準以下児童の労働を全面的に禁止するにあるのは言うまでもない。しかし、諸種の経済的・社会的理由から、場合により、法律で定められた最低年令以下の児童の従事を許可することが多数の国に必要となつてきた。

勿論例外規定の適用によつて児童が従事する場合は例外が認められる場所と条件に左右される。例外中には年少者の利益のため設けられるものもある。たとえば、工業学校・職業学校における業務及びこれらの学校に関係するものについてはかなり例外が認められているが、一般に学校が公共機関によつて認可され又は監督されるためである。また技能養成はその特徴が唯一に教育的であるという明確な理由から上述のような例外に入れられる。その他のごく普通の例外としては家族自営業に従事したり、親若しくは保護者の業務の手伝いをするものなどに關するものである。業務が児童の健康及び福祉に有害となく取つて修業期間外に行われるものであれば、前記の例外はそれ程影響を伴うものではない。

多数の国の許可が一般的業務に關するものにして、一定の業務に關するものにして、短期の雇用に對する特別の条件に基いて許可される。大部分の国は例外を設け、次のような非工業的業務の或る版権における相対的輕微を容認している。即ち、家族労働（オーストラリア・ニュージーランド・エアドル・ハイランド・カナダのブリテンコロンビア州及び合衆国の多くの州）及び演藝（オーストラリアのニューサウス・ウェールズ州・オーストリヤ・カナダのアルバータ州・ノールウェー・英國および合衆国の或る州）である。工業又は商業における臨時業務および便走り（オーストリア・デンマーク・ノールウェー・スウェーデンおよびスイス）並びに輕易な農業的業務（オーストリア及びニュージーランド）のように、輕易な業務であれば一時的又は特定のものとされ、規定により例外を認め就労を許可している。家庭飲食店であれば、児童は本人、所屬又は保護者及び兄弟姉妹の生活を維持しなければならぬので、貧困という

ことは最低年令規定の例外理由となつてゐる場合が多い。オーストラリアのビクトリア州へ十四才の少女は対し、コスタリカ・ドミニカ共和国・エクアルドへ十二才の児童、カマラ・バナマ・サルバドル・ウルガイへ十二才の児童、合衆国のカリフォルニア州へ十四才の児童、デラウェア州・南ダコタ州およびワシントン州へ十二才の児童がこの例である。

これ等の例外と雖も大抵早期の就労から生ずる悪影響を減少させるためある条件に従ふことになつてゐる。このように例外は、多くの場合最低年令以下のすべての児童に適用されるのではなく、児童の健康、社会および徳性に対する保護を講じることによつて法定年令以下のある特定の年令に達した児童のみ認められてゐるのである。

義務教育が例外を左右する場合が多い。ニュージーランドの法律によれば、法定最低年令に達し、就労を許可される場合には、児童は義務教育を修了してゐなければならぬ。その他の国においても、児童は特定の教育基準に達しなければならぬと定められている。貧困を理由に小さい児童の全日労働を許可してゐる国があるが、児童がある一定の教育基準の義務教育を受けてゐることへコスタリカ・カマラ・バナマおよびサルバドル、義務教育を修了してゐること又は夜学に通學してゐることへエクアドルを条件としてゐる。しかし、このような場合、全日労働制度下に行く児童が健康を怠慢にすることは考えられないので、保護規定によつて教育の満足すべき水準を維持することは殆ど不可能に近い。

最低年令以下における就業は、放課後又は休暇時に許可されるのが大抵である。一般に工業において小工を児童を臨時就業に雇用することは何ら実效を挙げないものであるが、カナダのノヴァスコッシャ州およびオンタリオ州・フィリッピン及び合衆国の或る州の如く、国によつては工業的業務においても最低年令以下の児童の使用許可の例外を認めてゐる。新聞及びその他の出版物の配達、ゴルフ場のキャディーの業務のように、非工業的業務又は家族のみで經營してゐる農場および季節的農業的業務における軽易な業務に對してもこの例外が認められてゐる。

放課後だけでもこの児童労働を完全に禁止することは理想的な解決と思われるが、これが実行は全く困難である。そこで児童の年令、業種の性質、労働時間および教育的条件に關して嚴格な規則および適正な保護を条件として、放課後における児童労働を適法にすることが好ましいと思ふのである。スイスの一九三八年の連邦法は、児童の健康、穩性および福祉に悪い結果を及ぼさないことを条件として、児童が臨時の業務へ使たり等へにおける業令児童の就業を許可している。また同法の規定によれば、労働時間は、学校日においては二時間、休日においては五時間に制限されている。更にまた州政府には児童の就業を条件附け特別に許可するか又は全然禁止するかその認可の権限がある。児童の就業許可は、児童の健康、学校成績および家庭の経済的狀態に基いて行われる。

英國では、児童が労働時間外に非工業的業務に従事する場合、学校日および日曜日にあつては二時間以上又は午前六時以前及び午後八時以後は許可されない。

一般に軽労働が児童の健康及び身体發育を阻害するものでなく、且つ教育の障害にならぬことを証明する。健康証明書を必要とする規定とてゐる。これと同じ規定がチエツゴスロバキヤ及び合衆国の多數の外に現われる。

義務教育法には、児童が就学するため正規の義務教育を修了せず退学する場合に於ける規定がある。児童の助力の必要から、児童が就学しようとする時は、次のような場合義務教育を修了部分の教育を免除する規定がある。特定の教育基準に達していること、農業（ベルギー・フランス・アイルランド及びオランダ）養育及び家事（カナダの多數の外）、親の食料と疾病（ブラジル・十二歳の児童）、カナダの多くの州、ルクセンブルク）極めて特別の場合及び合衆国の多數の外。大部分の之等の例外はまた当該児童の年令及び健康に關する保護條件に基いて許可されるか、学年の限られた期間にのみ承認される。特に人口稀薄な農村地域において、應接費用に無関係に他の例外がある。この例外のため有利に就学出来ず、切くして就学する児童がふえといふことがある。例えはこの例外は、学校と家との距離又は交通

手短かや学校の施設設備が欠けていることを理由とするのが多い。まだごく少数の例ではあるが、カナダのある州、セイロン及びイランのように都市地域の義務教育終了年齢を農村地域のそれより高くしているところもある。

施行の隘路

義務年令規定施行の隘路は、特に小規模工業の雇用にあるが、非工業的業務及び農業においても非常に多い。義務教育法を完全に実施出来ないのは、学校及び教職員の不充又は交通手段の不備に原因がある。最近年令規定施行の問題は益々進歩した国にも起るが、人口稀薄な未開國に特にけしい。未開國には最低年令規定の實施を強要すべく行政機関及び労働監督機関に關する適切な制度がないのである。

しかし義務年令法および義務教育法の効果のあがらなかつた根本原因は、慣習および親の無知むその原因の一部を担つてゐるのであるが、住民の貧困或はある階級の住民のそれにあるのであらう。児童が自棄、二親又はその他の家族の生活を支えるために働かざるを得ない場合には、就労を阻止し、学校に留めようとする如何なる法律でも、経済的監督にはかなわぬ。故に児童の保護立法は、児童の生活水準を高め、児童の生計を確保するための或種の社会的援助へ学校給食、経済的、物質的援助および家族手当ての如く、タイアップして施行されなければ、むしろ悪い結果を招く。児童労働という不幸な現象は第一に経済的理用から生起するものであり、これを防止することは國家の利益になることが現在右界にある處でよく認識されるようになってゐた。例えは、一九四九年の印度憲法には「心算未発達な児童を酷使してはならない。又経済的便宜により國民は、児童の年令及び体力に不適當な業務に就學を強制してはならない。」という指導原則がある。同様なことがビルマの憲法にもある。

施行の隘路を打破する努力

行政機構

児童又は年少者が就業しようとする場合は、所収税関の認可を得なければならぬことを規定する法律が大半を占めている。大抵この認可は就労手帳又は就業証明書の形式をとっている。

児童がこの証明書を得るには児童が就業を許可される最低年令に達していると共にその他の条件へ教育的又は身体的金銭的を充足することが必要となつてゐる。アルゼンチン・ブルガリヤ・ギリシア・ベルギー・ポーランド・スウェーデン及び合衆国のある州で実施しているように、就労手帳の記載事項は所定の教育基準に到達していることを証明する学校記録又はその他の証拠によらなければならない。この場合は就労手帳は義務教育法施行の一手段として設立してゐる。オランダのオンタリオ州及び合衆国の多くの州では、学校当局が就労手帳又は就業証明書を発給してゐる。

また最低年令法の施行に際し、学校当局がこれを援助する場合が非常に多い。

合衆国の中にはヘコロンビア特別区、アイダホ及びニューハンプシャー州のように、学校当局のみにて最低年令法施行の制限を与えている場合もある。しかし、大抵の国の最低年令法施行の義務は、労働監督官を通じて実施する労働行政機関又は、ボエルトリック（西インド諸島東部の米領島）、ロードアイランド州（合衆国の一州）の婦人及び児童の保護のための特別行政機関のように、ある別の機関にある。

一九四八年の児童労働法によれば、オーストリアの地方行政機関は、年少者の保護、婦人および児童労働について労働監督官と共にその責任を負つてゐる。そして公、私立学校の教師、医師、青少年福祉事業の個人経営者の如く、市および学校当局者及びその他の多数の人並びに職人は事業に就いて青少年の福祉に關係あることを行つてゐるすべての団体と共に之等の問題について援助を要請されてゐる。

教育労働、街頭労働及び農業のように日常の活動が重要なものである。例えばニューヨーク州では労働部の所轄科課が街頭労働に關する事項を除き児童労働法施行の責任を有してゐる。英國の初等教育に關する地方教育行政機関には、牛

乳及び新聞の配達、商品及び農産物の業務における修学時以外の作業の親勞について細則を設定する权限がある。殆どこれらの折衝等は就労児童の親類を監督するため監督官をよんでいる。

また学校行政機関は、学校の出席を定期的に取締ること、違反を摘発し、手続を遵守せざる児童又は保護者に罰金を課す权限によつて、間接的に義務令規定の施行を有利にしている。例えばアルゼンチンの学校長は、違反を「義務就労令」に通報出来る。この義務令には児童の家庭を訪問して、不出席の理由を究明する特別の職員がいる。

学校施設の発達

現行義務教育法の要求を充足するため、充分にして且つ優秀な教販買のいる学校を必要教販設立するのに當り上といふのが諸國の現状である。義務教育法のない國々では、法律の採用を要あらしめるために必要施設の拡張に大奮となつてゐる。十大年計画という計画に基く義務教育制度の発達に關する程度の教育計画は義務教育がまだ一般化されてゐない國におけるこのようは努力のうち特に目立つた事柄と言えるであらう。

学校施設の問題に關し、ボリビア・ブラジル・メキシコ及びグエネツエラの労働法及び教育法の規定について記述する。これらの諸國では、最も近い町からも相當遠い場所にある一定の規模以上の工場又は農場の所有者は、被雇用者の子弟のために小学校を設立し、管理することを要せられる。概々國の法律によると、市営主が建てた学校の基準は一般基準以下であつてはならない。メキシコに關しければ、この種学校の授業は、学校所在地の公式カリキュラムに準拠することとを要する。又教師は制限ある学校当局者の任命を必要とし、この学校と同程度の公立学校の教師と同額の俸給を支給されなければならない。

他の社会的手段による間接的效果

多数の国の生活補助、税金の減免及び適切な最低賃金の設定のうちに家庭を援助し、生活水準を高める社会的手段は、間接的に児童の生計と児童労働の防止とに及ぼしている。これらに南する条項をすべて検討することは大変であるから、児童の就労を防止するため特に適当なものに注意を向けることにする。子供が十四才又は十六才になるまでへ児童が勉学を継続する場合に上の命令まで親が受ける給付は、児童がおおく能率するため児童の家族が受ける収入の損失を相殺する。ということに大多数の現行法は、手当制度はなつてゐる。しかし、多くの場合、他の国の家族手当制度のような社会的手段を導入するとは、長期的準備期間を必要とするものであり、特に貧乏の遅れている国においては近い将来に備えられなくてはならぬ行政機構と財源とを前提とする。

既に普通教育施設を有している国における一寸した計画が通常と非常に便利にすると同時に児童の早期二歳就学を防止している。児童に無料又は割引の学校給食・衣服・学用品及び交通手段を提供することがこの計画である。

無料又は割引の学校給食を行うことは児童の健康ばかりでなく生計・ムイでは児童労働の防止にも貢献する一手段である。というのは一般に児童がひきける賃金は非常に低額で無料の学校給食に相当する値段よりも少ないことを認認すべきである。チエツコスロバキヤ・デンマーク・フランス・オランダ・ノールウェイ・スウェーデン及び英蘭等多くの国が既に学校給食を実施している。学校給食制度はヨーロッパ以外にもいろいろ折られてゐる。例えばラテンアメリカ諸国及び合衆国へ連邦補助による学校給食計画の如くである。

オランダ及びメキシコにおいては、衣服の不足が登校の障害となる児童に対する無料の衣服支給に関する規定を設けてゐる。英蘭の地方教育行政機関は衣服を有いたため学校の授業を思うように受けられなければ、

その生徒に衣服を支給する。

合衆国の多数の州およびその他の国々の多くは、親から教科書や学用品を買わしてもらえない児童に原料を支給するための規定がある。スウェーデン政府は義務教育中の生徒に原料がテキスト等を支給する費用として教育費に年間補助金を出している。

農村地域はよくあることであるが、学校までの距離が通学の障害となつているところでは、原料又は教科書の交通の便が必要欠くべからざるものがある。オーストラリア・英国・合衆国及び多くの諸国は是を實施している。

以上の児童労働の廃止及び義務教育實施のため社会福祉手続の重要性を充分認識している。一九四五

年のI.L.O.総会が採択された児童及び年少労働者の保護に関する決議には次のことが勧告されている。

最低年令を繰上りすること、完全雇用を確保する方策、すべての労働者に充分な生活給の支給及び扶養手当等のように児童の生計を確保するための手段と相俟つて行うべきであること。若しくは義務教育（二）終了年令を最低年令と同一にすべくテキストの無料使用、および原料又は印刷の学校給食並びに輸送若しくは補助費のことと経済的援助が義務教育期間中になされなければならない、ということがある。

他の国際団体が最低年令及び義務教育問題のある面に関心をもちていることを認識し、児童および年少者の福祉を増進するため横断の交換及び協同活動を確實にすべく、すべての関係国際団体の完全な協同こそ望ましいことであると一九四五年のI.L.O.の決議の結論に述べている。

